

近世後期における家格と法令伝達——大廊下下之部屋詰大名を中心に——

篠崎 佑太

はじめに

一代將軍徳川家斉の子女のうち二七名が、御三家・御三卿のみならず諸大名へ養子入り・興入れしていった。これにより一九世紀以降、特に文政・天保期を中心に諸大名家の家格が変動したことはよく知られている。⁽¹⁾この時期の大名家の家格変動は、幕末期に至り大名が政治的に浮上する前提になると想定されるが、具体的な検討は多くない。⁽²⁾幕末期まで見通した政治史を検討する前提として、この変動が幕府の制度や大名家同士の結びつきにどのような影響を与えたのか、追究する必要があると考える。本稿では、この具体的な影響について、法令の伝達方法の変化を事例に検討していく。

天保期の諸大名の官位上昇は、徳川家斉の太政大臣昇進という前例がない昇進が一因となり引き起こされた。⁽³⁾これにより均衡を保ってきた大名家間の家格はバランスを崩し、大名家格制に歪みを生じさせていったと評価されている。⁽⁴⁾またこの時期の家格変動は官位や石高のみならず、江戸城中の殿席にまで及んだことが指摘されている。殿席は將軍家との親疎などにより異動することが明らかで、安永期と天保期の比較から養子入りなどを背景に、大広間から大廊下下之部屋（以下、大廊下席）への異動があったことが示されている。⁽⁵⁾大広間から大廊下席へ異動となっ

た早い例としては、宝暦期の福井松平家の事例が知られる。⁽⁶⁾近年は將軍家からの養子流入について、個別の大名家の視点からも研究され、津山松平家などを事例に加増や官位昇進運動の経過が明らかにされている。⁽⁷⁾

次に、幕府法令の大名家への伝達は、徳川政権の安定した一七世紀後半以降さまざまな方法が採用されてきた。⁽⁸⁾例えば、御三家へは近世前期より法令を一通ずつ伝達する「格通」が採用されていた。⁽⁹⁾その他の大名家への伝達は、八代將軍徳川吉宗の主導した享保改革が、その確立にあたって大きな意義を有した。⁽¹⁰⁾具体的には、対象となる大名家に法令が一通ずつ伝達される惣触が減少し、代わって幕府の負担軽減（換言すれば大名家への負担軽減）を目的に、江戸城中の殿席や幕府役職を基準に大名家を組分けし、大目付から出された法令を組ごとに写し取る廻状方式が確立される。これは宝暦明和期以降、基本的な伝達方法の前提となり、⁽¹¹⁾以後幕末期まで採用されていたと想定される。

以上の点から、一九世紀以降、將軍家斉の養子縁組にともなう大名家の官位上昇や殿席の異動によって、享保改革以降に確立した殿席を基準とする法令伝達の方法についても変化があったと考えられる。この点については管見の限り研究がなく、近世後期の家格変動による大名家への影響を検討するうえで有意義だと考える。

そこで、本稿では鳥取池田家と津山松平家を事例に、一九世紀初頭の

家格上昇とそれにとまなう法令伝達方法の変化を検討していきたい。⁽¹²⁾この二家はもと大広間に詰めており、後述するように同時期に將軍家からの養子入りと大廊下席への異動が実施されている。両家を取り上げる理由は、徳川家斉の嗣子が御三家・御三卿を除く大名家へ養子入りしたもつとも早い事例であり、以降の先例となったと考えられるからである。具体的には、第一に將軍家からの養子入りの経過とそれにとまなう殿席の変化について整理する。第二に文政・天保期の法令伝達を事例に制度の変化を検討する。これらを通して大名家の家格上昇が、家同士の結びつきなどどのような影響を与えたのか具体的に明らかにし、事例とする大廊下席の位置づけについても考察していきたい。

一、將軍家からの養子入りと法令伝達の変化

(1) 將軍家からの養子入り

文化一四(一八一七)年九月一二日、老中青山忠裕の勝手へ鳥取池田家の留守居・岡部善右衛門が呼び出され、「明日五半時頃迄御宅え殿様御出被成候様」と、明日当主池田齊稷が青山宅を訪れるように通達される。同日、奥右筆蛭川伊兵衛からも呼び出しがあり、こちらへは留守居の和田衛守が赴いた。そうしたところ、明日の青山からの呼び出しは「御養子之儀、御内意有之、御用番青山下野守様分明日御逢可被成旨内々被申聞候」と、將軍家より鳥取池田家への養子入りについて内意があり、内々の伝達であることが判明する。⁽¹³⁾

翌日、青山を訪れると、「近日改而被仰出二而可有之候」としながら養子入りの内意が伝えられる。この内意が伝えられると、鳥取池田家は家老である乾長胤をもつて紀州徳川家・田安家・岡山池田家へ吹聴し、仙台伊達家や鍋島家など同じ大広間に列する諸家へは勤役より廻状をもつて伝達している。⁽¹⁴⁾

同一七日には老中青山忠裕・阿部正精の連名で一八日に登城するようにとの奉書が届く。翌日、六半時に登城すると御座之間にて「乙五郎殿御事、娘え智養子被仰出旨、上意之趣」を仰せ渡され、徳川家斉の第一二男である乙五郎(元服後、齊衆)を鳥取池田家の養子に迎える旨の上意を受けている。⁽¹⁵⁾この將軍家からの養子縁組の通達は「松平越後守様御出席御同様被仰渡」とあり、津山松平家の当主である松平越後守齊孝へも同時に実施された。

津山松平家では、文化一四年九月一日に鳥取池田家同様、老中青山忠裕の勝手へ留守居が呼ばれ、翌日に智養子の内談がおこなわれた。そして一八日の登城の際に鳥取池田家と同じく、家斉第一四男である銀之助(元服後、齊民)の養子入りが通達された。⁽¹⁶⁾また同月には福井松平家世子である松平齊承と家斉第一二女浅姫との縁組も成立している。⁽¹⁷⁾

こうした將軍家斉の子女と諸大名家との養子縁組を【表1】にまとめた。ここでは、それまで御三家・御三卿に限られていた將軍子女の養子入りが、文化一四年を契機として鳥取池田家、津山松平家など諸大名家へ展開していることがわかる。

鳥取池田家は、この養子入りによって同年一二月に齊稷が従四位上へ、文政二(一八一九)年には左近衛中将へ昇進し葬紋を下賜されている。同五年には後述するように、殿席が大広間から大廊下席へ異動している。同年三月一三日に乙五郎が元服して名を齊衆とし、従四位上・侍・民部大輔へ昇進する。これによって家紋もこれまで葬紋と揚羽蝶紋の混用から、葬紋の専用が認められた。⁽¹⁸⁾齊衆は元服後、家督を継ぐことなく死去してしまうが、天保二(一八三一)年には家斉の二八女である泰姫が嫡子池田齊訓と婚姻関係を結んでいる。同年には齊訓の家督相続後、引続き大廊下席詰を命じられていることから、⁽¹⁹⁾將軍家との二重の縁組によって鳥取池田家の昇進した格式はその後にも維持されていたものと考

【表1】徳川家斉子女縁組先一覧

番号	名前	縁組先	縁組年	領地	備考
1	淑姫	徳川斉朝	寛政8年	尾張名古屋	寛政元年3月誕生。寛政2年8月徳川五郎太と縁組。五郎太死去につき寛政8年2月に徳川斉朝と再縁組。
2	敬之助	徳川宗睦	寛政8年	尾張名古屋	家督前死去。寛政7年12月誕生。寛政8年3月に尾張藩徳川宗睦へ養子入。寛政9年死去。
3	敦之助	清水家	寛政10年	清水家	家督前死去。寛政8年3月誕生。寛政10年11月清水屋敷へ住居。寛政11年死去。
4	綾姫	伊達周宗	寛政9年	陸奥仙台	寛政8年7月誕生。寛政9年閏7月伊達周宗と縁組。寛政10年3月死去。
5	峯姫	徳川斉脩	享和3年	常陸水戸	寛政12年閏4月誕生。享和3年6月徳川斉脩と縁組。文化11年婚礼。
6	徳川斉順	徳川治宝	文化13年	紀伊和歌山	享和元年9月誕生。文化2年清水屋敷へ住居。文化13年徳川治宝へ養子入。文政2年婚礼。文政7年家督相続。
7	浅姫	松平斉承	文化14年	越前福井	享和3年12月誕生。文化4年6月伊達周宗と縁組、その後文化14年に松平斉承と縁組。文政2年婚姻。
8	元姫	松平容衆	文化14年	陸奥会津	文化5年7月誕生。文化14年松平容衆と縁組。文政4年2月に婚礼。同年8月に死去。
9	文姫	松平頼胤	文政2年	讃岐高松	文化6年7月誕生。文政2年松平頼胤と縁組。文政9年に婚礼。天保8年に死去。
10	清水斉明	清水家	文化13年	清水家	文化6年12月誕生。文化13年清水屋敷へ住居。文化14年伏見貞敬親王妃と縁組。文政6年婚姻。文政10年6月死去。
11	徳川斉荘	徳川斉温	天保10年	尾張名古屋	文化7年6月誕生。文化10年田安斉匡へ養子入。天保10年尾張徳川家を相続。弘化2年7月死去。
12	盛姫	鍋島直正	文政2年	肥前佐賀	文化8年3月誕生。文政2年鍋島直正と縁組。文政8年に婚礼。弘化3年3月死去。
13	池田斉衆	池田斉稷	文化14年	因幡鳥取	家督前死去。文化9年4月誕生。文化14年池田斉稷へ養子入。文政9年3月に死去。
14	和姫	毛利斉広	文政6年	長門萩	文化10年正月誕生。文政6年に毛利斉広と縁組。文政12年に婚礼。文政13年7月に死去。
15	溶姫	前田斉泰	文政6年	加賀金沢	文化10年3月誕生。文政6年4月に前田斉泰と縁組。文政9年に婚礼。慶応4年5月死去。
16	松平斉民	松平斉孝	文化14年	美作津山	文化11年7月誕生。文化14年9月に松平斉孝へ養子入。天保2年家督。明治24年3月死去。
17	末姫	浅野斉肅	文政6年	安芸広島	文化14年9月誕生。文政6年浅野斉肅と縁組。天保4年婚礼。天保14年7月死去。
18	喜代姫	酒井忠学	文政5年	播磨姫路	文政元年7月誕生。文政5年6月酒井忠学と縁組。天保3年婚礼。弘化元年10月死去。
19	永姫	一橋斉礼	文政8年	一橋家	文政2年正月誕生。文政8年一橋斉礼と縁組。天保6年婚礼。明治8年9月死去。
20	徳川斉温	徳川斉朝	文政5年	尾張名古屋	文政2年5月誕生。文政5年徳川斉朝に養子入。天保10年3月死去。
21	松平斉良	松平武厚	文政5年	上野館林	家督前死去。文政2年10月誕生。文政5年6月に松平武厚へ養子入。天保5年元服。天保10年6月死去。
22	清水斉彊	清水家	文政10年	清水家	文政3年4月誕生。文政10年清水屋敷へ住居。天保4年元服。嘉永2年3月死去。
23	松平斉善	松平斉承	天保6年	越前福井	文政3年9月誕生。天保6年閏7月松平斉承へ養子入。同年家督。天保9年死去。
24	蜂須賀斉裕	蜂須賀斉昌	文政10年	阿波徳島	文政4年9月誕生。文政10年蜂須賀斉昌へ養子入。天保14年家督。慶応4年正月死去。
25	松平斉省	松平矩典	文政10年	武蔵川越	家督前死去。文政6年正月誕生。文政10年松平矩典へ養子入。同年12月引き移り。天保12年死去。
26	松平斉宣	松平直韶	文政10年	播磨明石	文政8年3月誕生。文政10年松平直韶へ養子入。天保11年家督。天保15年5月に死去。
27	泰姫	池田斉訓	天保2年	因幡鳥取	文政10年10月誕生。天保2年9月池田斉訓と縁組。天保11年婚姻。天保14年7月斉訓死去。その後將軍家へ戻る。

『徳川諸家系譜』二（続群書類従完成会、1974年）、大石学編『徳川歴代將軍事典』（吉川弘文館、2013年）をもとに作成。8世した子女は除いた。

えられる。⁽²⁰⁾ 次節では、このうち殿席の異動について詳しく検討していきたい。

(2) 殿席異動の背景

文政五(一八二二)年閏正月十五日、月次登城の際に池田斉稷と松平斉孝は、御礼後の居残りを命じられている。その後、老中列座のもと斉稷および斉孝は、殿席が大広間から大廊下席へ異動となることを通達される。この際に注目されることは「乙五郎(斉衆)・銀之助(斉民)儀も同様罷在候様可被達候」と、従来であれば格が下がるはずである嫡子の殿席についても、養父同様大廊下席に列するよう命じられている点である。⁽²¹⁾

このような家格の上昇については、その根拠となる実績や幕閣などへの根回し、賄賂などが必要であると指摘されている。⁽²²⁾ では、この時期に殿席が異動する背景には、どういった理由があるのか。次の二点から検討してみたい。

まず、家斉の子女を受け入れた大名家のうち、殿席が大廊下席へと異動になったことが確認できる家は、津山松平家・川越松平家・館林松平家・蜂須賀家・鳥取池田家・明石松平家の六家である。いずれも大広間から異動し、【表1】によれば、男子が養子入りしている点共通している。

次に鳥取池田家と津山松平家への大廊下席異動の通達が、同日に実施されている点である。その後二月一日に乙五郎と銀之助は、養子入り後初の御目見を実施している。鳥取池田家の場合であれば、これは文政四年一二月に「来春早々御目見之願書」を提出していたからであり、御目見の際に乙五郎は、養父池田斉稷と共に登城し、大廊下席に入っている。

この御目見について、もう一事例を確認すると、蜂須賀家と川越松平

家は、文政一〇年に將軍家から養子を迎えている。⁽²⁴⁾ 両家は天保六(一八三五)年閏七月に御目見の内願を実施しており、一月一日に御目見をしている。その直前の一月八日には、大廊下席へ異動している。⁽²⁵⁾ この内願書のうち、川越松平家が大奥へ提出したものを確認すると、「御続からの儀に候へハ、大廊下下モの休息所に罷在候やう御沙汰なし下され、引続き五節句月次出仕をも願ひ候節ハ、何卒外兄弟とも同やうの御席にて御礼申上候やう仕りたくそんし奉り候」とあり、「外兄弟」である鳥取池田家と津山松平家の例が、その先例として取り扱われている。これらの点から、この時期に大名家の殿席が異動となる理由として、將軍家から養子入りした嫡子の御目見が一因となっていると考えてよいだろう。殿席の異動は御目見がその背景にあったため、女子が入った家では実施されおらず、男子が養子入りした大名家のみの異動であったのだと考えられる。

(3) 殿席の異動と法令伝達

それでは享保期以降、大名の殿席ごとに廻状形式で順達されていた幕府からの法令は、殿席の異動にともなうどのように変化したのだろうか。鳥取池田家が殿席の異動を通達された直後である、文政五(一八二二)年閏正月一七日付の鳥取池田家の「留守居日記」には、次のように記されている。

【史料1】

- 一、今朝四時過、大御目付合 此御方様御一名宛二而御達書致到来候、右は大廊下之御方二は都而御廻状別触二相成り候趣相聞候(福井・松平道好)
- 二付、松平越前守様衆え取扱方及問合候処、御一名宛御達書御到来候節は、右御達書留置被成、御承知候旨奉札御指出二成候而已
- 二而、別段御答之御使者等不被成御差出候旨申来り候間、此度今

此御方様二而も御達書此方え留置、都而越前守様御振合二而奉札
左之通相認差出候事、(略)

これによれば従来大広間詰の鳥取池田家は、大目付からの廻状にて「達書」が通達されていたが、大廊下席へ異動したことで一家ごとに「達書」が到来する別触となったという。この点について、鳥取池田家から福井松平家へ問い合わせをしたところ、一家ずつの場合は、到来した法令は自家に留め置き、大目付へは承知した旨の奉札を差し出せば良いという。そして鳥取池田家は、福井松平家と同様の振り合いで奉札を提出している。先述したように、大名家への一通ずつの法令伝達は「格通」とも称され、御三家に適用された格式であった。その後、大廊下席へ異動した福井松平家や、それを先例として鳥取池田家へも適用されていることを考慮すれば、御三家と大廊下席へ採用される方法だったと考えられる。

次にこの変化の実態について、具体的に検討してみたい。文政五年二月六日、一代將軍徳川家斉は従一位左大臣に昇叙転任し、左近衛大將を兼任する。この祝儀能への参加について、同一〇日に大目付石谷清豊の用人より鳥取池田家へ達しが到来する。ここでは「御同列中様方之内御在府御方様并御嫡子様方」のなかで、参加に差し支えがある者について、「御仲ケ間中御聞合、明夕迄二被仰知可被下候」と、「同列」の都合を確認するように命じられている。

この達しを受けて、鳥取池田家の留守居は石谷の用人へ「御同列」について次のように問い合わせしている。

【史料2】

池田丹後

今般因幡守儀御礼席被 仰出、大廊下下之御部屋え罷在候様被 仰出候後は、都而御触達之儀、別段御達等被仰下候付、右之御意味合相考候得は、御同列中様方えと被仰下候儀、松平加賀守様・松平越前守様・松平豊後守様・松平越後守様方え、右之趣通達仕候儀二も

可有之哉二相心得申候、乍去若又大広間御席御一統様方え通達仕候儀二も御座候哉、先此段貴様迄御内々御問合仕候、

鳥取池田家は、大廊下席へ異動した後、幕府よりの法令が「別段御達」となっている。この点を考えれば、鳥取池田家の「御同列」は松平加賀守以下の大廊下席に詰める諸大名と考えれば良いのか、それとも従来の大広間に詰める大名であるのか、内々に問い合わせをしている。

この後、石谷からは「先刻之御達書面御不用と御心得可成と奉存候」との回答を得ており、大広間諸家への確認は不要とされた。この点から鳥取池田家の「御同列」は大広間ではなく、大廊下席の諸家であったといえるだろう。

また同月一日には目付須田盛昭・羽太正栄から、祝儀能の際の下乗所と供廻りについて記した法令が鳥取池田家と毛利家へ届き、「同列様方え通達可致旨二而廻状出来」する。

鳥取池田家は、先の大目付からの伝達も併せて、幕府からの指示と福井松平家から先例として教示された振り合いに齟齬があるため、今一度福井松平家の留守居へ問い合わせ、次のような回答を得ている。

【史料3】

先日御問合御座候節及御答候通、都而大御目付・御目付令御達之儀は大広間御席之御方様令御通達御座候得共、別紙御一名二而都而御達事等御座候、且又此御方様二而ハ大広間之御席御方々様え御通達申候様之儀は、大御目付様・御目付様とも二一切無御座候、唯々大広間之御席之御方々様令御廻状を以、前々令申来候得共、前条之通、別段御達有之候儀二付、二様二相成候儀二御座候、当時は其御元様二而も御同様の御儀と奉察候、

福井松平家は、大目付触・目付触ともに大広間諸家からの通達もあるが、別に幕府から一通ずつの達しも到来している。同家では大広間の諸

家へ廻達するようなことは実施しておらず、別触と廻状の「二様」となっている。鳥取池田家について、大廊下席に詰めている現在では福井松平家と同様だろうと回答している。この確認の後、鳥取池田家は、目付から一日の法令の伝達について撤回の指示を得ている。³³⁾

このように鳥取池田家は、大廊下席へ異動したことによって大目付触・目付触ともに、福井松平家を先例に従来の廻状に加えて別触がもたらされている。廻状について、大広間への通達はしておらず、これらは同時期に異動した津山松平家も同様だと考えられる。この異動により「御同列」の家についても、大広間の諸家から大廊下席の諸家へと変化し、幕府・大名家とも同様に認識していることが確認できる。

二、天保期における法令伝達の変化

(1) 天保期の法令伝達の実態

文政・天保期を通じて、一代將軍徳川家斉の男子が養子入りし、御目見することで大廊下席詰の大名家は増加していった。鳥取池田家や津山松平家が先例となつて、川越松平家や蜂須賀家の殿席も大廊下席へ異動した点は、既に確認した通りである。この大廊下席の拡大にもなつて、法令が別触にて伝達される大名家も増加していったと想定される。

この点について、天保一四（一八四三）年三月に出された一二代將軍徳川家慶の日光社参後の祝儀金についての法令を確認してみよう。同法令は、国持大名や外様大名へは廻状にて通達されている一方、加賀前田家、鳥津家、津山松平家、蜂須賀家、福井松平家、川越松平家、明石松平家、鳥取池田家の八家へは一通ずつ別触にて通達されている。³⁴⁾

このうち、先に確認した七家は当時大廊下席詰である。明石松平家についても【表1】を参照すると、天保一四年当時は家斉の二六男家宣が家督を継いでおり、殿席も大廊下席へ異動している。³⁶⁾これが同家へも別

触による伝達が適用されている理由だと考えられる。

「仰出之留」に写された同法令には次の文言が記されており、伝達の実態がうかがえる。

【史料4】

（老中：水野忠邦）

右触書三月廿七日越前守殿御宅え上ケ、同月晦日御渡相済、尤右渡方書付之外余慶五通添上ル、但安永度ハ奥ニ而触出来、大目付ニ一通ニ而相済候処、此度ハ一統ふれニ相成、右ニ付先例よりハ御渡相延候、安永之度ハ三月中旬ニ相渡ル、³⁷⁾

これによれば、法令は三月二七日に老中水野忠邦宅へあげられ、同月晦日に諸大名家への伝達が済んだ。しかしながら、安永五年の日光社参の際には、同様の法令は三月中旬には伝達されており、先例よりも遅延してしまつたという。

その理由については、「安永度」は奥にて法令を作成し、大目付へ一通渡せばよかつたものが、今回は老中より「一統ふれ」になりその伝達方式が変更されたことがあげられている。

これは「一統ふれ」により、老中が作成する法令の写しの数が、増加したことが背景にあると考えられる。その一因として大廊下席への異動に伴い別触となつた大名家の増加も考えられ、そのために法令伝達が遅滞する傾向にあつたことが想定できる。

(2) 天保改革と法令伝達

よく知られているように、天保改革は徳川家斉死去後、天保一二（一八四一）年五月に改革宣言が出され、「享保寛政之御政事向ニ相復し候様」と、享保期、寛政期への復古が改革の指針として示されていた。³⁸⁾法令伝達について、八代將軍徳川吉宗はその効率化を目指しており、結果として諸大名家へ廻状方式が採用されたことは先述の通りである。

この点にかかわって、天保一四年七月五日に大目付より大廊下席一同へ次のような法令が出された。

【史料5】

今度御改政之折柄、諸向触在方遅く相成候儀不宣付、早々相達候様
(老中・水野忠邦)水野越前守殿殿令被仰渡候処、通数多分二付長文御書付之類二而ハ、
(通数カ)兎角遅刻相成候間、触出方数通相減候ハ、早速触達行届候様可仕
旨相伺候処、則別紙群分、伺之通御差図相済申候、依之為心得御達
申候事、

(薩摩・島津齊興)松平大隅守
(津山・松平齊民)松平三河守
(福井・松平慶永)松平越前守
(徳島・蜂須賀齊昌)松平阿波守
(川越・松平齊典)松平大和守
(明石・松平齊宣)松平兵部大輔
(鳥取・池田慶行)松平因幡守
以上
松平大隅守
松平大和守
松平兵部大輔
右一触

松平三河守
松平越前守
松平阿波守
松平因幡守
以上

畢而來八日迄之内御触達有之候ハ、是迄之通格通二而御達相成、

其以後は今日御達之通可相心得、尤一兩日猶予有之候而も可然品は
右壱通二而御触達有之、大急之儀は御最寄御二分二相成候触達有之
候旨、⁽³⁹⁾

同法令はその日付から、改革の重要政策の一端であることがうかがえる。⁽⁴⁰⁾
先に確認した通り、大廊下席へは幕府よりの法令が「格通」として一家
ごとに別触で通達されていた。しかしここでは、加賀前田家を除く大廊
下席を一組として廻状を順達し、急ぎの法令については島津家以下二家
と、津山松平家以下三家の二群に分けて通達する旨を達している。

この群分令が出された背景は、現在「御改政之折柄」であり、法令が
在方へ通達されるのが遅くなつては宜しくないもので、老中水野忠邦から
大目付へ「早々相達」ように命じられた。しかし、法令の数も多く長文
であるので、とかく遅滞気味である。そのため作成する法令の数を減ら
せば早速行き届くようになると考え大名を「群分」した、とある。

法令伝達の群分令は、大廊下席の大名家に限つたものではなく、同日
には柳間詰大名へも出されていることが確認できる。そこで従来同席⁽⁴¹⁾
詰の大名家を五組に分け廻状で法令を順達していたところ、それを四組
に再編成し、幕府の作成する法令を減らそうとしている。

ここからは、法令作成・伝達にあたる幕府が負担を大名家へ転嫁させ
ようとする意図をよみとることが出来る。これは享保期の政策を想定し
ていると考えられ、天保改革の方針に合致するものである。

こうした法令伝達の簡略化は、大目付触のみならず目付触にもおよび、
大目付触の変更からは少し遅れるが、天保一五年二月一六日に目付より
大廊下席へ次のように通達されている。

【史料6】

一、御当番御目付衆分左之御達書御留守居え到来、

(薩摩・島津齊興)松平大隅守殿

留守居中

御 名 殿

同 (福井・松平慶永)
松平越前守殿

同 (徳島・蜂須賀齊裕)
松平阿波守殿

同 (明石・松平齊直)
松平兵部大輔殿

同 (仙台・伊達慶邦)
松平陸奥守殿

同 (鳥取・池田慶行)
松平因幡守殿

同 (鳥取・池田慶行)
松平因幡守殿

同 (鳥取・池田慶行)
松平因幡守殿

右は是迄諸達等之節、各通二而申達候処、以来順達二いたし候、依之為心得申達候、以上、⁴²⁾

先に確認した通り、目付触も大廊下席一同へは別触にて通達されていた。しかし以後は大広間詰の仙台伊達家を含む廻状の順達とされ、大目付触と同様、廻状方式に変更されていることがわかる。⁴³⁾

これらの法令は天保改革の一環として実施された。その目的は、法令中に示される伝達の「遅刻」を防ぐこと、先に確認したような法令作成にともなう幕府負担を大名家へ転嫁することという二点である。ここで注目したい点は、この対象に同じ大廊下席でありながら加賀前田家が含まれていない点である。大廊下席が従来より加賀前田家の席として設置されていたことも考えると、福井松平家や鳥取池田家など大広間から異動して大廊下席に詰めた大名家と、加賀前田家では格式の面で幕府の取り扱いが異なっていたのである。

(3) 大廊下席の反発と法令の撤回

では加賀前田家を除く大廊下席の諸家は、この変化にどのように対応したのだろうか。天保一五(一八四四)年九月五日津山松平家は、留守居・河内卜右衛門から老中阿部正弘へ大目付触および目付触の伝達について、次のような願書を提出している。

【史料7】

諸触達之儀、御改政之折柄御順達二相成候段、右大御目付様去去月中御達有之、尚又二月中御目付様も御同様御達御座候処、御改政之御趣意ニは可有御座候得共、前々々格別之御取扱二而連綿仕候仕来之儀ニ御座候間、何卒別段之訳を以是迄之通御格達ニ被成下候様仕度奉願候、以上、

月 日 御名内 河内卜右衛門

御預り置被成候旨

但右同趣意之書面、(鳥津齊興)松平大隅守殿・(松平慶永)越前守様・(松平齊直)大和守様・(蜂須賀齊裕)松平阿波守様・(池田慶行)松平因幡守様分御留守居名前二而差出之、⁴⁴⁾

この願書は津山松平家のみならず、大廊下席に詰める鳥津家、福井松平家、川越松平家、蜂須賀家、鳥取池田家の留守居からも「同趣意之書面」が提出された。鳥取池田家の「留守居日記」には「大廊下御席様方一統申合差出候事」とあること⁴⁵⁾から、願書は大廊下席一同の留守居が相談のうえで提出されたことがわかる。

従来幕府法令を解釈し受容する局面において、殿席ごとの留守居組合が主導的役割を果たし、法令を不当とした場合、撤回を目指して行動した。これは主に大広間詰で実施され、上下の大廊下詰や溜詰は組合を設け置いていなかった。その理由はこれら諸家が、幕府を支える中心的存在であったからだと考えられている。⁴⁶⁾しかし確認したように、天保期においては大廊下席の留守居でも同様の協議が実施されており、自家の格式

を守るため、幕府法令の撤回を求める願書が提出されている点には注目したい。

願書のなかでは「改政之折柄」ではあるけれども、法令の「格達」は、大廊下席に認められた「格別之御取扱」であると認識しており、大広間の諸家などと混同されることを嫌っている様子がよみとれる。

それを裏付けるように、大目付触・目付触とも廻状に含まれていた明石松平家と目付触の廻状に含まれていた仙台伊達家からは、願書が提出されていない。仙台伊達家については、大広間詰であることが理由であると考えられる。また明石松平家については、天保一五年五月に当主で徳川家斉の二六男である斉宣が死去している。その他、將軍家との縁組も無いことを考慮すれば、この代替わりによって別触から外れたのだろう。こうした主張から、近世後期において「格達」という法令伝達方法は、大名家の格式表現として取り込まれていたといえるだろう。

願書提出を受けた老中阿部正弘は、「御預り置被成候」とあるように一度回答を保留した。そして同年一月一〇日付で「書面内意之趣承置候、向後格達ニ而相達候答ニ候事」と回答し、前年の群分令の撤回と今後の大廊下席への法令の「格達」を保証している。⁽⁴⁷⁾

幕府がこのように法令を一年余で撤回するという一貫しない政策をとった理由は何だろうか。これには、水野忠邦から阿部正弘へ老中首座が交代したことにもなう政権方針の転換があるのだと想定される。すなわち、天保改革の実行にみられる強権的な水野政権から、諸大名との協調路線を取った阿部政権への転換である。⁽⁴⁸⁾阿部がこうした方針を採用した背景には、天保改革の挫折や本丸普請のための上納金不足などが指摘されている。⁽⁴⁹⁾大廊下席の願書提出による群分令の撤回も、阿部政権の協調政策の一端として考えられるのである。

三、法令伝達の実態と大廊下席

天保改革を経て、大廊下席へは法令が一家ごとに伝達される別触となることを幕府、大名家ともに再確認した。先述の通り、一家ごとの伝達は「格通」と称され、もとは御三家に認められた格式であった。では、大廊下席への別触は、御三家と同等の格式と考えてよいのだろうか。本章では、大廊下席への別触が再び認められた天保一五（一八四四）年一月以降における法令伝達の実態を確認し、御三家などとの比較を通して、大廊下席の殿席中での位置について考察していきたい。

法令の種類や形態は多様にあると考えられるが、試みに「仰出之留」より三例を抽出して検討してみる。この三例の伝達方式を一覧にしたものが【表2】である。

まず①は欠日であるが、弘化元（一八四四）年一月二月に出された東海道沼津宿等の人馬賃割増の法令である。【表2】から三奉行、大目付、御三家の御城附、御三卿の家老、在府遠国奉行へは老中から各一通渡され、目付と奥右筆組頭へは若年寄から一通ずつ伝達されている。

ではこの法令は、どのように大廊下席へ伝達されたのか。津山松平家の「江戸日記」を確認すると、弘化元年一月二四日条にこの法令が、大目付の遠山景元から津山松平家の留守居へ到来したことが記されている。また法令の冒頭には「阿部伊勢守殿御書付写老通」とあり、津山松平家へは老中から大目付を経て伝達されている。⁽⁵⁰⁾

次に②は、弘化元年一月二五日付の勸化触である。これは三奉行へは伝達されていないものの、その他は①と同様の手順で大目付、目付などへ伝達されている。この法令についても津山松平家の「江戸日記」から同家への伝達過程を確認してみると、同年一月二七日に大目付稲生正興から津山松平家の留守居へ到来している。⁽⁵¹⁾こちらも法令の冒頭に「阿

【表2】各種法令の伝達方式

①弘化元年十二月 〔東海道沼津宿ほか人馬賃銭賃割増〕	伝達先	伝達元	数	所
	三奉行	老中	1通	城
	大目付	老中	1通	宅
	目付	若年寄	1通	宅
	三家御城附	老中	1通(宛)	宅
	清水殿・民部卿殿・ 右衛門督家老衆	老中	1通	宅
	奥右筆組頭	若年寄	1通	宅
	在府遠国奉行	老中	1通	宅

②弘化元年十二月二十五日 〔和泉国多武峯領勅化触〕	伝達先	伝達元	数	所
	大目付	老中	1通	宅
	目付	若年寄	1通	宅
	三家御城附	老中	1通	宅
	清水殿・民部卿殿・ 右衛門督家老衆	老中	1通	宅
	奥右筆組頭	若年寄	1通	宅
	在府遠国奉行	老中	1通	宅

③弘化二年二月二十八日 〔御本丸御普請出来御移徙御祝儀献上触〕	伝達先	伝達元	数	所
	三家御城附	老中	1通宛	城
	松平加賀守以下6家 (大廊下席)	老中	1通宛	宅
	国持大名	老中	5通	宅
	三家庶流	老中	1通	宅
	井伊掃部頭	老中	1通	宅
	溜詰	老中	2通	宅
	譜代大名	老中	5通	宅
	外様大名	老中	5通	宅
	詰衆奏者番	老中	5通	宅
	菊之間縁類詰	老中	3通	宅
	所司代	老中	1通	宅
	大坂城代	老中	1通	宅
	大坂定番	老中	1通	宅
	伏見奉行	老中	1通	宅
	大番頭	老中	1通	宅

国立公文書館所蔵「仰出之留」六（請求番号：179-0187）をもとに作成

部伊勢守殿御渡候御書付写巻通」とあり、老中から大目付を経て法令が伝達されている。これら①②の法令は、鳥取池田家の「留守居日記」にも大目付から伝達された旨が記してあり、大廊下席諸家へ大目付から一

通ずつ別触にて伝達されたことがわかる。
この二つの事例から御三家と大廊下席への別触の実態を比較してみると、御三家は老中から、大廊下席へは大目付から一通ずつ伝達されており、伝達元に違いがある。

最後に③は、弘化二年二月二十八日付の「御本丸御普請出来御移徙御祝儀献上触」である。同触は、いずれも老中から伝達されており、惣触と考えてよいだろう。伝達方法に着目すると、御三家へは御城附を通して江戸城にて一通ずつ、加賀前田家以下六家の大廊下席へは老中役宅にて一通ずつ渡されており、別触にて伝達されることが確認できる。伝達場所の違いについては、情報収集のため毎日登城している御三家御城附と、基本的に大名の登城日しか江戸城へ行かない諸家留守居の登城形態の違いによるものだと考えられる。⁵³一方、国持大名や外様大名へは各五通ずつ渡されており、廻状にて法令が伝達されている。ここから、御三家と大廊下席については、別触という点は共通しているが伝達場所に違いがあり、御三家・大廊下席と国持大名以下では、別触か廻状かという違いがあることがわかる。

このように法令伝達の実態を確認すると、御三家への別触と、大廊下席への別触では伝達元や伝達場所に違いがあり、大廊下席を除く国持大名や外様大名らとも明確な区別があったのである。

最後にこれまでの検討も併せて大廊下席の性格について考察したい。宝暦期に異動となった福井松平家以降、文政・天保期にかけて新たに大広間から大廊下席へ異動となった大名家は、法令伝達の実態面から検討すると、御三家や加賀前田家とは取り扱いが異なっていた。その一方、もとの殿席である大広間の諸大名家とも取り扱いが異なっている。

さらに大廊下席では、幕府法令の受容をめぐる協議や、願書の提出が留守居によって実施されており、従来設置されなかったとされる留守居

組合と同様の活動が実施されていた。こうした点も踏まえれば、近世後期の殿席の異動により、加賀前田家を除く大廊下席諸家が殿席を媒介として、新たな結びつきを醸成しつつあったといえるだろう。⁽⁵⁵⁾

おわりに

本稿では、近世後期における法令伝達方法の変化を事例に、大広間から大廊下席へ異動した大名家の結びつきなど影響の実態を検討した。

まず、將軍家からの養子入りの経過とそれにもなう変化について整理する。鳥取池田家と津山松平家は、文化一四（一八一七）年九月に一代將軍徳川家斉の男子を迎えた。これによって、官位昇進や葵紋専用の認可など家格上昇があった。このうち殿席に注目すれば、両家ともに文政五（一八二二）年閏正月に大広間から大廊下席への異動が通達されている。殿席が異動となった大名家は、男子が養子入りした家に限られており、時期も考え合わせれば、嫡子の御目見が異動する契機であった。⁽⁵⁵⁾ この異動にもなうて、大廊下席は法令伝達が別触になることが示された。これは福井松平家の先例に従うもので、当初混乱はあったが幕府、大名家ともに確認された。こうした検討からは、大廊下席へ異動した鳥取池田家や津山松平家が「御同列」として扱われる大名家について、それまでの大広間から加賀前田家や福井松平家など大廊下席の諸家へと変化した点も確認できる。

次に文政・天保期における法令伝達制度の変化についてまとめる。同時期には大廊下席大名が拡大し、それにもない法令伝達が別触となる大名家も拡大した。一方でこれは幕府の法令作成数の増加を招き、伝達遅延の一因となっていた。法令の速やかな伝達を目指した天保改革では、大廊下席への別触を廃し、大目付触・目付触ともに同席詰の大名家を組分けし、廻状にて伝達する群分令が発せられている。同法令は大廊下席

のみならず、柳間詰の諸大名家へも通達されたことが確認でき、幕府が享保期を想定し法令伝達の効率化、換言すれば大名家への負担転嫁を画策したと考えられる。

しかし、この政策について大廊下席の諸大名家は留守居の協議のうえで反発を示し、一同申し合わせ、法令の「格通（別触）」は他の大名家と異なる「格別之取扱」であるとして、自身らの格式を主張し撤回を求めた。これをうけた老中阿部正弘は、同法令を撤回する。この政策撤回からは、水野から阿部に老中首座が交代し諸勢力と協調路線を敷く、阿部政権の性格がみてとれる。またこの大廊下席の反発から、少なくとも天保期には別触も大名家の家格を示す表現として、認識されていたのだと考えられる。

大名家への法令の別触は、もと御三家に認められた格式であった。この点について、御三家と大廊下席への別触の実態をそれぞれ検討すると、御三家へは御城附を通じて老中より伝達される一方、大廊下席は法令によつて老中、大目付から諸家の留守居へ伝達されていた。その実態は御三家と大廊下席においても違いがあったのである。

最後に本稿のまとめにかえて、ここまでの検討をもとに大廊下席の変化に言及しておきたい。もと加賀前田家の席であった大廊下席は、宝暦期に福井松平家が異動したことを先例に、將軍家斉の養子流入にもなうて拡大した。これについて法令伝達の点から検討した結果、大廊下へ異動した諸家と、御三家や前田家、大広間詰の諸家とは異なる取り扱いが実施されていた。また前田家を除く大廊下席では、従来にない新たな活動も確認できた。それは、群分令を拒否する過程で、各家の留守居が申し合わせのうえ、共通の願書を提出している点である。協議の詳細は不明であるが、大広間詰のように留守居組合に相当するまとめりが、大廊下席でも確認できる点は注目したい。

こうした点から、遅くとも天保期には、大名家の家格表現の一つである殿席のなかに、前田家を除く大廊下席という新たな結びつきが、幕府・大名家ともに認識されたのだと想定できる。

こうした結びつきや認識は、幕末期に自家の格式や由緒をもとに、中央政局へかわろうとする大名家が、政治的な活動を実施する根拠の一つとなったと考えられる。文政・天保期の家格上昇は、その前提になったといえるのである。

〔注〕

- (1) 荒川秀俊『千年山御伝略』に見えたる十一代將軍家斉の子女』(『日本歴史』一七七、吉川弘文館、一九六三年)。藤田覚『天保期の朝廷と幕府―徳川家斉太政大臣昇進をめぐって―』(『日本歴史』六一六、一九九九年、藤田A)など。
- (2) 笹部昌利『津山藩と幕末政局―中央政治と「攘夷」への対応の一形態―』(『佛敎大学大学院紀要』二七、一九九九年)、三宅智志『大名の婚姻に関する一考察―幕末期外様国持の海防動員に関連して―』(『佛敎大学大学院紀要 文学研究科篇』三九、二〇一一年)など。
- (3) 前掲、藤田A。藤田覚『一九世紀前半の日本―国民国家形成の前提―』(『岩波講座日本通史15 近世5』、一九九五年、のちに『近世後期政治史と朝幕関係』と改題し、同『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年所収、藤田B)。
- (4) 大口勇次郎『文化・文政の時代』(『日本歴史大系3 近世』、山川出版社、一九八八年、藤田Bなど)。
- (5) 江戸城殿席(殿中席)は、諸大名が登城してきた際に控える部屋のことである。このうち大廊下席とは、もと加賀前田家の部屋として設置され、その後、將軍家ゆかりの大名家に与えられていた特別待遇の座席(休息所)である。また大広間は主に外様四品以上の座席である。殿席の位置は將軍家の信頼度を示すものであり、江戸城中において儀礼的な結びつきが

あった(松尾美恵子「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究所紀要 昭和五五年度』一九八〇年)。大廊下席は上下の二部屋に区分され、上部屋には御三家、弘化二年の段階で下部屋には、加賀前田家、島津家・津山松平家・福井松平家・川越松平家・阿波蜂須賀家・鳥取池田家が配されていた(深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』一六、東洋書林、二〇〇〇年)。

- (6) 永井博『福井藩主松平宗矩の家格昇進運動―橋小五郎の養子をめぐって―』(『茨城県立歴史館報』三二、二〇〇五年)。
- (7) 佐藤宏之「近世大名の「御家」意識と大名間秩序」(『史海』五六、二〇〇九年、のちに同『近世大名の権力編成と家意識』吉川弘文館、二〇一〇年所収)。
- (8) 藤井讓治『幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―』(『日本史研究』一七〇、一九七六年)。
- (9) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』別巻一(岩波書店、一九九七年)。
- (10) 深井雅海「法令の伝達と將軍吉宗の主導―享保前期「仰出之留」を素材に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』三九、二〇〇五年)、小倉宗「近世の法」(『岩波講座日本歴史12 近世3』、二〇一四年)。
- (11) 小倉「二〇一四」。
- (12) この両家は本来であれば、池田家・松平家と表することが正確であるが、大名家・旗本家などに同姓が複数家存在するため、本報告では領地名を冠して鳥取池田家・津山松平家と表することとする。
- (13) 「江戸御留守居日記」(鳥取県立博物館所蔵「鳥取藩政史料」受入番号三四六六、以下「留守居日記」)文化一四年九月一二日条。史料の引用については、旧字は新字に改め適宜読み点を付した。欠字・平出は一字空けとし、引用中の()は筆者による注記を示す。以下、引用については同様とする。
- (14) 「留守居日記」文化一四年九月一三日条。
- (15) 「留守居日記」文化一四年九月一七日、一八日条。
- (16) 前掲、佐藤「二〇一〇」。

- (17) 浅姫と松平斉承の縁組は、文化一四年九月一七日にまとまっている〔徳川諸家系譜〕二、統群書類従完成会、一九七四年。
- (18) 「世家」〔鳥取藩史〕一、鳥取県立鳥取図書館、一九六九年。
- (19) 「留守居日記」(受入番号三五二四) 天保二年一月九日条。
- (20) その後、鳥取池田家は、加賀前田家より前田斉泰の次男慶栄(徳川家斉からは孫にあたる)や水戸徳川家より徳川斉昭の五男慶徳を続けて養子に迎えており、將軍家との関係を継続しようとしている様子がよみとれる。
- (21) 「留守居日記」(受入番号三四八四) 文政五年閏正月一五日条。
- (22) 藤田覚『泰平のしくみ―江戸の行政と社会―』(岩田書店、二〇一二年)。
- (23) 「乙五郎君御目見別記」(鳥取県立博物館所蔵「鳥取藩政史料」受入番号六六五七)。
- (24) 『徳川諸家系譜〕二。
- (25) 「前橋藩松平家記録〕二十(前橋市立図書館、二〇〇〇年)。
- (26) 「天保六年記録 川越」(前橋市立図書館所蔵「松平大和守家文書」C一一九八、埼玉県立文書館の写真帳にて確認) 天保六年八月一日条。
- (27) 「留守居日記」 文政五年閏正月一七日条。
- (28) 「留守居日記」(受入番号三四八五) 文政五年二月一〇日条。
- (29) 「留守居日記」 文政五年二月一〇日条。
- (30) 「留守居日記」 文政五年二月一〇日条。
- (31) 「留守居日記」 文政五年二月一日条。
- (32) 「留守居日記」 文政五年二月一日条。
- (33) 「留守居日記」 文政五年二月一日条。
- (34) 「仰出之留」六(国立公文書館所蔵、請求記号一七九一〇一八七)。同史料は奥右筆によって編纂されたものであると考えられ、史料によっては触書の作成過程や料紙の種類、伝達方法なども判明する。
- (35) 前掲『江戸幕府大名武鑑編年集成〕一六。
- (36) 斉宣は家斉が隠居する直前の、天保八年二月一五日に初めて御目見している〔徳川諸家系譜〕四)。この直前の二月一二日に、明石藩主松平直韶および嫡子周丸(斉宣)の殿席が大廊下下之部屋へ異動しているこ

とが確認できる〔天保雜記〕一九、国立公文書館所蔵、請求記号一五〇一五〇)。

- (37) 「仰出之留」六。
- (38) 『水野忠邦天保改革老中日記〕一一(ゆまに書房、二〇〇一年) 天保二年五月一五日条。
- (39) 津山郷土博物館所蔵「江戸日記」(分類番号E2―2―130)。天保一四年七月五日条。以下、「江戸日記」。
- (40) 改革の重要政策は、天保一四年六月から七月に一斉に断行されている。(藤田覚『天保の改革』、吉川弘文館、一九八九年)。
- (41) 『幕末御触書集成〕三(岩波書店、一九九三年) 二四五四。
- (42) 「江戸日記」(分類番号E2―2―131) 天保一五年二月一六日条。
- (43) ここでは松平大和守の名前が確認できない。この点について、同家の川越の記録である「天保十五年記録 河肥」(「松平大和守家文書」C二二七〇)と、江戸の記録である「天保十五年正月出来 辰五月ヨリ記録」(同C二二七四)を確認したが、いずれも目付触を順達する旨の記載はない。おそらく他の大広間の諸家と組み合わせられたと考えられるが、取り扱いは詳細は不明である。
- (44) 「江戸日記」(分類番号E2―2―132) 天保一五年九月五日条。
- (45) 「留守居日記」天保一四年九月四日条。鳥取池田家の方が一日早く願書を提出している。
- (46) 笠谷和比古「大名留守居組合の制度史的考察」(『史林』六五巻五号、一九八二年)、後に「大名留守居組合論」と改題し、同『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)所収。
- (47) 「江戸日記」天保一五年一月一〇日条。「留守居日記」天保一五年九月四日条。
- (48) この点については、守屋嘉美「阿部政権論」(青木美智男・河内八郎編『講座日本近世史7 開国、有斐閣、一九八五年)が詳しい。
- (49) 前掲、藤田覚『天保の改革』。
- (50) 「江戸日記」弘化元年二月二四日条。
- (51) 「江戸日記」弘化元年二月二七日条。

(52) 「留守居日記」(受人番号三五七九) 弘化元年(二月)二四日条。同月二七日条。

(53) 笠谷「一九九三」。

(54) さらに大廊下席の格式について言及すれば、東京都公文書館所蔵「新見文書」に残る①「御本丸御殿表絵図」(新見259、天明期以前の作成と考えられる)と、②「錦城内殿中図 御表之部」(ZB-154、天保期の作成と考えられる)という二つの江戸城表御殿の図面が示峻的である。大廊下下之部屋の位置に、①には「松平加賀守松平越前守へや」と書かれており、②には「下御部屋御家門」と記されている。一概にはいえないが、これを評価すれば文政・天保期以降、大廊下席へ異動となった大名家は、幕府に「家門」の家として確認されたとも考えられる。

(55) 本稿で検討した殿席の異動について、官位昇進運動にみられるような大名家間の競争は確認できなかった。(堀新「岡山藩と武家官位―池田綱政の少将昇進をめぐる―」(『史観』一三三、一九九五年)、藤田覚「近世後期の武家官位と天皇」、同「武家官位の「価格」、いずれも前掲『近世政治史と天皇』所収)。この点は家格表現としての殿席の意味合いを検討するうえで興味深いので引き続き追究していきたい。